



日本 IRC オーナーズ協会規約

(名称)

第一条 本会は、日本 IRC オーナーズ協会（以下「協会」という）と称する。

本会の英文標記を、Japan IRC Owners' Association とする。

(会員)

第二条 協会は、JSAF または JSAF 外洋加盟団体へ IRC 取得または継続申請を行い、有効な IRC 計測証書を持つすべての艇のオーナーにより組織される。

(目的)

第三条 協会は、日本国内の IRC ボートのオーナー間の親睦を図るとともに、国際 IRC オーナーズ協会のリージョンとして持つ権利を有効に活用することを目的とする。

(管理)

第四条 協会の議事は、下記により決せられる。

(1) 総会

会長は、自身が必要と認めたときに総会を招集する。会長は過半数の会員より要望された場合には総会を招集しなければならない。

総会では、下記の議事を決する。

- ・会長の選任または解任
- ・規約の変更

総会における議事は、会員の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは会長により決する。

総会の定足数は、会員の過半数とする。総会は一同に会する必要はなく、e-mail、郵送などによる投票をもって開催することができる。

(2) 理事会

会長は、会員の中より若干名の理事を選任することができる。

会長は、自身が必要と認めたときに理事会を招集する。会長は過半数の理事より要望された場合には、理事会を招集しなければならない。

理事会では、第四条（1）に定める以外の議事を決する。

理事会における議事は、理事の過半数をもって決する。可否同数のときには会長により決する。

理事会の定足数は、理事の過半数とする。理事会は一同に会する必要はなく、e-mail、郵送などによる投票をもって開催することができる。

(3) 会長

本会は会長を置く。会長の任期は一期3年とし、再選を妨げない。

会長は、任期中事務局を運営し、必要な業務を実施する。

附則

この規約は平成19年12月1日より施行する。

本会の年度は、1月1日より12月31日までとする。